

# ○一定の病気等に係る臨時適性検査等実施要領の改正について

平成 29 年 2 月 15 日

岩運免第 117 号警察本部長

〔沿革〕 平成 29 年 8 月岩運免第 839 号、令和 2 年 1 月第 42 号、3 年 2 月第 125 号、4 年 4 月第 221 号改正

各部長

首席監察官

各所属長

一定の病気等に係る臨時適性検査等の実施については、この度、道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）による改正後の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 102 条第 1 項から第 3 項において、認知機能検査で第 1 分類となった者は、違反状況に関わらず医師の診断の対象とされ、また、その手続は臨時適性検査のみならず臨時適性検査又は診断書提出命令を行うものとされたこと等から、所要の整備を行い、別添のとおり全部改正して、平成 29 年 3 月 12 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「一定の病気等に係る臨時適性検査等実施要領の改正について（例規）」（平成 27 年 8 月 27 日付け岩運免第 477 号）は、平成 29 年 3 月 12 日をもって廃止する。

## 別添

### 一定の病気等に係る臨時適性検査等実施要領

#### 第 1 趣旨

この要領は、一定の病気等に係る臨時適性検査又は診断書提出命令並びに安全運転相談の実施に必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 用語の意義

##### 1 一定の病気等

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 90 条第 1 項第 1 号若しくは法第 103 条第 1 項第 1 号、法第 90 条第 1 項第 1 号の 2 若しくは法第 103 条第 1 項第 1 号の 2 及び法第 90 条第 1 項第 2 号若しくは法第 103 条第 1 項第 3 号に掲げるものをいう。

- (1) 幻覚の症状を伴う精神病であって道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）で定めるもの
- (2) 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって令で定めるもの
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として令で定めるもの

ア 統合失調症（令第 33 条の 2 の 3 第 1 項関係）

イ てんかん（令第 33 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号関係）

ウ 再発性の失神（令第 33 条の 2 の 3 第 2 項第 2 号関係）

（ア）反射性（神経調節性）失神

- (イ) 再発性の失神・不整脈を原因とする失神（植込み型除細動器、ペースメーカーを植え込んでいる者）
  - (ウ) その他特定の原因による失神（起立性低血圧等）
  - エ 無自覚性の低血糖症（令第33条の2の3第2項第3号関係）
    - (ア) 薬剤性低血糖症
    - (イ) その他の低血糖症（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等）
  - オ そううつ病（令第33条の2の3第3項第1号関係）
  - カ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害（令第33条の2の3第3項第2号関係）
  - キ アからカまでに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気（令第33条の2の3第3項第3号関係）
    - (ア) その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）
    - (イ) 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）
  - (4) 認知症（法第90条第1項第1号の2及び第103条第1項第1号の2関係）
    - ア アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症
    - イ その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）
  - (5) アルコールの中毒者（法第90条第1項第2号及び第103条第1項第3号関係）
- 2 臨時適性検査  
法第102条第1項から第4項まで又は第107条の4第1項の規定による適性検査をいう。
- 3 診断書提出命令  
法第102条第1項から第4項までの規定による診断書提出命令をいう。
- 4 安全運転相談  
病気、身体の障害等を有する者の運転免許の取得、高齢者その他の者で運転免許を有する者の運転の継続、運転免許証の返納等（以下「免許の取得等」という。）に係る相談をいう。
- 5 個別聴取  
一定の病気等に関する病状その他の事項の聴取をいう。
- 6 認定医  
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第18条の4第1項、第29条の3第2項及び第29条の5第1項に規定する専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師をいう。
- 7 主治医  
府令第18条の4第2項、第29条の3第3項、第29条の3第5項及び第29条の5第2項に規定する主治の医師をいう。
- 8 質問票  
府令第18条の2の2及び第29条第7項に規定する質問票をいう。

## 9 報告書

府令第 29 条の 2 の 4 及び第 37 条の 2 に規定する報告書をいう。

## 10 報告徴収

法第 101 条の 5 に規定する報告徴収をいう。

## 11 医師の届出

法第 101 条の 6 第 1 項に規定する医師の届出をいう。

## 12 確認要求

法第 101 条の 6 第 2 項に規定する確認要求をいう。

## 13 暫定停止

法第 104 条の 2 の 3 第 1 項に規定する運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止をいう。

### 第 3 免許の取得等の可否判断

一定の病気等に係る免許の取得等の可否の判断は、別記「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準」（以下「免許の可否等の基準」という。）により行われることとなる。

なお、免許の可否等の基準に記載のない病気については、その都度運転免許課長へ照会すること。

### 第 4 安全運転相談の実施方法

#### 1 安全運転相談の対象とする者（以下「相談対象者」という。）

- (1) 免許の取得等に係る安全運転相談を申し出た者（家族等から申し出た場合を含む。）
- (2) 免許申請又は免許証の更新申請（以下「免許申請等」という。）時に質問票回答欄の「はい」にチェックがあるときで、一定の病気等にかかっていると疑われる者

#### 2 個別聴取

- (1) 相談対象者に対しては、個別聴取を行い、その内容に応じて適切な対応を行うこと。  
この場合、本人からの聴取が困難であると認められる場合は、家族その他の適切な者の協力を得るなど、正確な聴取の実施に留意すること。
- (2) 個別聴取に当たっては、病状等を確認した上で該当する個別聴取票（様式第 1 号の 1～8）により聴取すること。

また、相談対象者の身分を書類（運転免許証、健康保険証等）提示により確認するとともに、了解を得た上で、その書類の写しをとること。

#### (3) 相談窓口においては

- ・ 相談対象者のプライバシー保護に十分配慮すること
- ・ 相談対象者の心情に十分配慮した適切な応接を行うこと
- ・ 自動車等の安全な運転に支障のない者が免許の取得等をできないことがないよう、また、自動車等の安全な運転に支障のある者が免許の取得等をするものがないよう、適切な対応を行うこと

に配慮すること。

#### 3 診断書の交付

- (1) 相談対象者のうち、免許の取得等の可否判断が主治医の診断書により判断できると認められる者については、同人に対して主治医の診断書を提出する意思の有無について確認すること。

- (2) (1)の意思確認を行うに当たっては、
- ・ 診断書の提出は任意のものであり、診断書の作成には費用が伴うこと
  - ・ 診断書の内容によっては免許の拒否、保留、取消し又は停止の対象となる可能性があること

について説明すること。

- (3) 相談対象者が診断書を提出する意思を有する場合は、個別聴取の結果に基づいて、相談対象者が罹患していると疑われる一定の病気等に対応した診断書（様式第2号の1～12）を交付し、主治医の診断書の早期提出について案内すること。

- (4) 前記までの措置状況を一定の病気等に係る安全運転相談（個別聴取の状況等）記録簿（様式第3号の1。以下「相談記録簿1」という。）に記録し、

- ・ 個別聴取票
- ・ 免許申請等の場合には当該申請書及び質問票の写し
- ・ 身分確認書類の写し

を添えて、速やかに運転免許課長に送付すること。

また、一定の病気等に係る安全運転相談管理簿（受理窓口用）（様式第4号の1）に記載し、管理すること。

- (5) 個別聴取した結果、一定の病気等にかかっていると疑う理由がある者が診断書を提出する意思がない場合は、法第102条第4項に規定する臨時適性検査の対象となり得る者（以下「臨適検討対象者」という。）として、臨時適性検査検討対象者発見報告書（様式第5号。以下「臨適発見報告書」という。）により運転免許課長へ報告すること。

#### 4 主治医の診断書を提出した者への措置

- (1) 相談対象者から主治医の診断書が提出された場合は、免許の可否等の基準を参照し、免許の取得等の可否について説明すること。

- (2) 診断書を提出する者に対しては、提出された診断書により審査を受けることで、臨時適性検査にかえることができる旨を説明するとともに、主治医の診断書提出同意書（様式第6号）を作成させること。

なお、相談対象者に対して、審査結果については、後日、運転免許課長から通知される旨を説明すること。

- (3) 前記までの措置状況を一定の病気等に係る安全運転相談（診断書提出者への措置状況）記録簿（様式第3号の2。以下「相談記録簿2」という。）に記録し、

- ・ 主治医の診断書
- ・ 主治医の診断書提出同意書

を添えて、速やかに運転免許課長へ送付すること。

- (4) 提出された診断書から一定の病気等にかかっていると認められる者が、診断書に基づく審査に同意しない場合は、相談対象者に診断書を返却するとともに、診断書の写しを添えて臨適発見報告書により運転免許課長へ報告すること。

#### 5 相談対象者に対する通知

- (1) 運転免許課長は、提出された診断書を基に、免許の取得等の可否について審査をし、その結果を安全運転相談結果通知書（様式第7号の1）により相談対象者に対して通知するものとする。

なお、通知書番号は、年号及び受理番号とする。

- (2) (1)により審査した結果、6月後又はX年（Xは1以上の整数。）後に診断書の再提出が必要な場合は、相談対象者が罹患している一定の病気等に対応した診断書（様式第2号の1～12）を添えて適切な時期に、安全運転相談に係る診断書の提出について（依頼）（様式第7号の2）により相談対象者に通知するものとする。

#### 6 安全運転相談終了書の交付

- (1) 運転免許課長は、免許申請等の前に安全運転相談を受けた者のうち、相談対象者が免許の取得等が可能であると認められたときは、安全運転相談結果通知書（様式第7号）に添えて安全運転相談終了書（様式第8号）を交付するものとする。ただし、当該相談対象者が安全運転相談終了日当日に免許申請等を行う場合など、安全運転相談終了書を交付する必要がないと認められる場合はこの限りではない。
- (2) 安全運転相談終了書の終了番号は、5(1)の通知書番号とする。

#### 7 相談内容等の記録等

運転免許課長は、送付された相談記録簿1及び相談記録簿2により、安全運転相談に係る事項を一定の病気等に係る安全運転相談管理簿（本部用）（様式第4号の2）に記録し、管理するものとする。

### 第5 臨時適性検査検討対象者発見報告

警察署長及び警察本部各所属の長は、交通指導取締りや交通事故捜査において不自然な供述をする者、その他あらゆる警察事案対処時に一定の病気等にかかっていると疑う理由がある者を発見したときは臨適検討対象者として、速やかに臨適発見報告書により、運転免許課長に報告すること。

なお、警察署においては、一定の病気等に係る臨時適性検査管理簿（受理窓口用）（様式第9号の1）に記録し、管理するものとする。

### 第6 報告徴収

#### 1 報告徴収の具体的基準

報告書は、第5のあらゆる警察事案対処時に一定の病気等との関連が疑われる場合に求めるものであるが、次の場合は報告書を求める必要はなく、臨時適性検査検討対象者発見報告及び個別聴取に進むこと。

- (1) 対象者が一定の病気等にかかっていることを申告した場合
- (2) 過去の相談において、定期的に診断書を提出する対象者となっている者の場合
- (3) 事故等による病状照会等で一定の病気等に該当する疑いの心証を得ている場合
- (4) その他病状報告書を求めるまでもなく、一定の病気等にかかっていると疑われる場合

#### 2 報告徴収の方法

報告書を手交し、速やかに徴収すること。

#### 3 報告書の徴収状況による対応方法

- (1) 報告書に「はい」のチェックがなかった場合

原則として、以後の個別聴取には進まない。この場合には、報告徴収状況記録簿（様式第10号）に報告書を添付して運転免許課長に送付すること。

なお、対象者の言動や家族からの申出などから一定の病気等にかかっていると疑われる場合は、上記にかかわらず、個別聴取を実施すること。

また、個別聴取を実施するまでではないが、今後の参考となると思われる言動等については、報告徴収状況記録簿に記載しておくこと。

(2) 報告書に「はい」のチェックがあった場合

臨適発見報告書に報告書及び報告徴収状況記録簿を添付して報告するとともに、速やかに個別聴取を実施すること。

なお、対象者が他警察署管内に住所地を有する者の場合で、個別聴取を実施しない場合は、後日、当該住所地を管轄する警察署において病気の症状等について聴取される旨を教示すること。

(3) 報告書の記載を拒んだ場合

その状況を報告徴収状況記録簿に記載し、臨適発見報告書に添付して報告すること。

4 報告書の保存期間

報告書は9年間保管すること。

なお、記載から3年が経過した報告書のうち、当該報告書を記載した者が新たに質問票又は報告書を提出した場合については、この限りではない。

5 留意事項

虚偽の報告をした者については、法第117条の4第2号違反が成立することとなることから、報告書の管理は十分注意すること。

## 第7 医師の届出等

### 1 医師の届出の受理

(1) 口頭による届出があった場合の措置

医師が、警察署等の窓口において口頭により届出を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、届出書（様式第11号の1）を交付し、これに記載させること。

この際、当該医師が、届出書への記載を拒んだときは、届出内容を聞き取り、届出受理書（様式第11の2）に記載することにより対応すること。

(2) 電話による届出があった場合の措置

医師が、電話により届出を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し、「届出書及び返送用封筒等の郵送」か「届出書の電子データをE-mailに添付して送信」のいずれかを選択できる旨の説明をすること。この際、当該医師が、届出書への記載を拒んだ時は、届出内容を聞き取り、届出受理書に記載することにより対応すること。また、E-mailでの送信を希望した場合は、医師から公安委員会へのデータの送信は、PDFデータに変換した上で送信するよう依頼すること。

(3) 文書等による届出があった場合の措置

(2)により、医師が届出書を郵送又はデータの送信により行ってきた場合は、医師の届出として受理すること。

また、(2)によることなく、医師が文書の郵送等によって届出を行ってきた場合には、医師の本人確認を行った上で受理すること。

(4) 受理後の処理

医師の届出を受理した警察署長は、暫定停止の可能性があることに鑑み、届出書又は届出受理書を運転免許課長にFAX送信により速報するとともに、その後、速やかに当

該届出書又は当該届出受理書を臨適発見報告書に添付して、運転免許課長に送付すること。

届出を受理又は警察署長から報告を受けた運転免許課長は、速やかに、臨時適性検査及び暫定停止について、必要な措置を講ずること。

(5) 他都道府県公安委員会に係る届出を受けた場合の措置

運転免許課長は、免許保有者の住所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合は、当該公安委員会に、速やかに、届出移送通知書（様式第 12 号）により移送すること。

また、他都道府県公安委員会から、本県に住所地を有する運転免許保有者に係る届出移送通知書を受けた場合は、臨時適性検査及び暫定停止について、必要な措置を講ずること。

2 医師からの確認要求

(1) 口頭による確認要求があった場合の措置

医師が、警察署等の窓口において口頭により確認要求を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、確認要求書（様式第 13 号の 1）を交付し、これに記載させること。

この際、当該医師が、確認要求書への記載を拒んだときは、担当者が内容を聞き取り、確認要求受理書（様式第 13 号の 2）に記載することにより対応すること。

(2) 電話による確認要求があった場合の措置

医師が、電話により確認要求を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し、「確認要求書及び返送用封筒等の郵送」か「確認要求書の電子データを E-mail に添付して送信」のいずれかを選択できる旨の説明をすること。

この時、当該医師が、確認要求書への記載を拒んだときは、内容を聞き取り、確認要求受理書に記載することにより対応すること。また、E-mail での送信を希望した場合は、医師から公安委員会へのデータの送信は、PDF データに変換した上で送信するよう依頼すること。

(3) 文書等による確認要求があった場合の措置

(2)により、医師が確認要求書を郵送又はデータの送信により行ってきた場合は、医師の確認要求として受理すること。

また、(2)によることなく、医師が文書の郵送等によって要求があった場合には、医師の本人確認を行った上で受理すること。

(4) 受理後の処理

確認要求を受理した警察署長は、確認要求書又は確認要求受理書を運転免許課長に FAX 送信により速報するとともに、当該確認要求書及び確認要求受理書を運転免許課長に送付すること。

確認要求を受理し、又は警察署長から報告を受けた運転免許課長は、速やかに、確認要求に係る免許の保有状況を調査すること。また、確認要求に係る免許保有者の住所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合であっても、当県で調査を行うこと。

(5) 回答方法

回答は、運転免許課長が回答書（様式第 14 号）を郵送することにより行うこと。

なお、郵送に当たっては、配達記録等により、確実に送達すること。

### 3 医師の本人確認

1及び2をしようとする者が医師であることを次の例などにより確認すること。

- (1) 来庁した場合は、名刺と本人確認書類（免許証など）により確認する。
- (2) 電話の場合は、一旦電話を切り医療機関の連絡先を電話帳などで調べたうえで電話を架ける、又は直接訪問するなどにより確認する。

なお、過去に警察への協力等により面識がある場合は確認を要しない。

また、医師免許の提示までは必要ない。

### 4 留意事項

届出又は確認要求の受理に当たっては、医師の負担を軽くするとともに、一定の病気等の診察結果という極めて機微な情報を取り扱うもので、加えて行政機関が保有する個人情報を提供することになることから、慎重な対応に留意すること。

## 第8 臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）の実施に伴う暫定停止

### 1 暫定停止を行う場合

運転免許課長は、次の場合、暫定停止を行うものとする。

- (1) 臨時適性検査を受けるべき者又は診断書提出命令を受け診断書を提出することとされている者が交通事故を起こし、当該交通事故の状況から判断して一定の病気等にかかっている疑いがあると認められるとき。
- (2) 医師が、対象者の診察結果を運転免許課長又は警察署長に届け出たとき。
- (3) 免許保有者が一定の病気等にかかっている疑いがある者について、その主治医に照会した結果、一定の病気等にかかっている者である旨の回答を得たものの、取消し等の処分の判断ができないとき。

### 2 報告方法

警察署長又は高速道路交通警察隊長は、交通事故状況から判断して一定の病気等にかかっている疑いがあると認めたときは、臨適発見報告書に交通事故発生報告書や現場メモ等を添付の上、運転免許課長に報告すること。

### 3 処分執行等の方法

運転免許課長は、暫定停止による処分執行等をする場合は次のとおりとする。

#### (1) 処分書等の交付

暫定停止による処分執行をする場合は、府令別記様式第19の3の3を交付すること。

併せて、処分を受けた日から起算して5日以内に弁明することができる旨の内容が記載された弁明通知書（様式第15号）を通知すること。

#### (2) 弁明調書の録取

暫定停止を受けた者又はその代理人から弁明が行われたときは、弁明調書（様式第16号）により録取すること。

#### (3) 停止処分解除

法第104条の2の3第1項後段の規定により処分を解除（以下「処分解除」という。）するときは、運転免許の効力停止処分解除通知書（様式第17号）により行うこと。



#### (4) 処分執行の時期と執行場所

暫定停止の処分執行については、法第 102 条第 6 項により臨時適性検査を通知する機会又は法第 102 条第 1 項から第 4 項までにより診断書提出命令を行う機会に行うこと。

また、法第 102 条第 4 項に基づく臨時適性検査の実施について意思決定した後、認定医等の事情により指定日の決定のみができない場合に限り、当該通知に先立って処分執行を行うことができることとする。

なお、この場合、可及的速やかに指定日を決定し、臨時適性検査を通知すること。

処分執行場所については、処分を受ける者の最寄りの警察署とすることができる。

#### (5) 運転免許証の適正な管理

暫定停止処分により預かった運転免許証の保管は、施錠のできるキャビネット等に保管し、紛失防止に努めること。

### 4 暫定停止中の臨時適性検査の受検等拒否に係る留意事項

- (1) 暫定停止処分中の臨時適性検査の受検又は診断書提出の拒否（以下「臨時適性検査に係る受検等拒否」という。）については、法第 104 条の 2 の 3 第 3 項に基づく免許の効力の停止及び取消し処分はできない。また、臨時適性検査に係る受検等拒否を理由に暫定停止処分の解除についても行うことはできない。

よって、暫定停止中に、やむを得ない理由がなく、臨時適性検査に係る受検等拒否をした場合は、暫定停止処分の満了をもって、同第 3 項による免許の効力停止処分（以下「本停止」という。）を行うこと。

- (2) 本停止に係る臨時適性検査の再通知

本停止は、暫定停止処分の満了日の翌日から執行することとし、本停止処分の執行に合わせて、速やかに、法第 102 条第 6 項に基づく臨時適性検査を通知すること。

- (3) 本停止の基本量定の期間

臨時適性検査等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる期間。

また、本停止期間中、法第 102 条第 1 項から第 4 項までに基づく診断書提出命令に応じた場合又は法第 102 条第 7 項に基づき臨時適性検査を受検した場合には、本停止を解除しなければならない。

### 5 留意事項

- (1) 交通事故の範囲

交通事故は、人の死傷又は物の損壊を伴う交通事故とする。

- (2) 処分対象者の住所地が他の都道府県公安委員会にある場合

処分対象者の住所地が他の都道府県公安委員会である場合も警察署長又は高速道路交通警察隊長は、2 記載のとおり運転免許課長に報告すること。

報告を受けた運転免許課長は、速やかに、処分対象者の住所地公安委員会に臨適検討対象者通報書（様式第 19 号）により通報すること。

## 第 9 臨時適性検査等の実施方法

### 1 臨時適性検査等の事務

臨時適性検査等の事務は、運転免許課長と臨時適性検査等の対象者の住所地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）が相互に連携して進めること。

なお、それぞれの主管する事務については、次のとおりとする。

(1) 運転免許課長が行う事務

- ア 臨時適性検査等実施の決定
- イ 管轄警察署長への臨時適性検査等の対象者の通知及びその関係書類の送付
- ウ 認定医との臨時適性検査日程の調整
- エ 臨時適性検査通知書の作成と送付
- オ 診断書提出命令書の作成と送付
- カ 臨時適性検査等の結果を踏まえた行政処分その他必要な措置の判定
- キ その他臨時適性検査等の実施に必要な事項

(2) 管轄警察署長が行う事務

- ア 臨適検討対象者及び家族等関係者への臨時適性検査の事前連絡及び日程の調整
- イ 臨時適性検査等の対象者に対する現況調査
- ウ その他臨時適性検査等の実施に必要な事項

2 臨時適性検査等の対象者の確認

運転免許課長は、臨適発見報告書を受領し又は認知機能検査の結果等に基づいて臨時適性検査等の対象となった者を運転者管理システムから通報を受けた場合は、一定の病気等に係る臨時適性検査等管理簿（本部用）（様式第9号の2）に記載し、対象者であるか否かについて改めて確認を行うとともに、以後の臨時適性検査等に係る各種事務処理状況を一定の病気等に係る臨時適性検査等事務処理票（本部用）（様式第18号）に記載することにより、適正な進捗管理を行うこと。

3 対象者の住所地が他の都道府県にある場合の対応

運転免許課長は、臨時適性検査等の対象者の住所地が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合、又は住所を他の都道府県警察の管轄区域内に変更した場合には、臨適検討対象者通報書（様式第19号）により、速やかに当該都道府県警察に通報すること。

また、他の都道府県警察から通報を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。

4 臨時適性検査の場合

(1) 対象者への事前連絡

ア 運転免許課長は、対象者であると確認した場合には、速やかに一定の病気等に係る臨時適性検査等対象者通知書（様式第20号の1）を作成し、事務処理に必要となる関係書類を添えて管轄警察署長へ通知すること。

イ 前号の通知を受けた管轄警察署長は、主管する事務について、次により処理すること。この場合において、一定の病気等に係る臨時適性検査等事務処理票（警察署用）（様式第20号の2）を作成し、事務処理の状況を記録・管理するものとする。

(ア) 対象者と速やかに連絡をとり、臨時適性検査の説明をするとともに、個別聴取票（様式第1号の1～8）により現況調査を行うこと。

(イ) 現況調査を踏まえ、対象者に対し、後日、臨時適性検査通知書により受検する場所及び日時を通知する旨を告知すること。

(ウ) 認知症の疑いその他の理由により円滑な意思の疎通を欠くこととなるおそれが認められる対象者に対する臨時適性検査の実施に当たっては、家族や関係者の協力が不可欠であることから、事前連絡の時点から家族や関係者と連絡を密にし、以後の

臨時適性検査の通知、実施、聴聞及び行政処分の実行の一連の手續に可能な限り立ち会いを求めるなど、今後の事務への協力を依頼すること。

ウ 管轄警察署長は、事前連絡による調査結果を臨時適性検査対象者事前調査結果報告書（様式第 21 号）により、運転免許課長に送付すること。

ただし、法第 102 条第 4 項の対象者が主治医の診断書を提出する意思がある場合は、前記にかかわらず、第 4 の 3 (4) の一定の病気等に係る安全運転相談（個別聴取の状況等）記録簿（様式第 3 号の 1）により、運転免許課長に送付すること。

(2) 認定医との日程調整

運転免許課長は、臨時適性検査の対象者の住所地、生活状況等を考慮し、臨時適性検査の実施が可能であると認められる認定医と臨時適性検査の日程調整を行い、実施日が確定したときは、臨時適性検査依頼書（様式第 22 号）に対象者が罹患していると疑われる一定の病気等に対応した診断書（様式第 2 号の 1～12）を添えて、認定医に送付すること。

(3) 臨時適性検査通知書の送付

ア 運転免許課長は、認定医との臨時適性検査の日程調整が完了したときは、速やかに岩手県道路交通法施行細則（昭和 35 年岩手県公安委員会規則第 10 号。以下「施行細則」という。）第 32 条第 2 項に定める臨時適性検査通知書（以下「臨時適性検査通知書」という。）に対象者が罹患していると疑われる一定の病気等に対応した診断書（様式第 2 号の 1～12）を添えて対象者へ送付すること。

ただし、必要と認められる場合は、管轄警察署長を経由して直接交付することができるものとする。

イ 臨時適性検査通知書を対象者に直接交付したときには、対象者から受領書（様式第 23 号）を徴すること。

(4) 臨時適性検査の実施

運転免許課長又は管轄警察署長は、臨時適性検査の実施日には職員を実施場所に待機させるなど、対象者と認定医との連絡調整を行うこと。

なお、対象者が家族や関係者がいないなどのため、臨時適性検査の受検が困難と認められるときは、送迎を行うなど臨時適性検査が適正に実施できるよう措置を講ずること。

(5) 臨時適性検査不受検の場合の措置

ア 対象者が臨時適性検査の当日に受検しなかった場合は、管轄警察署長は、対象者に不受検の理由を確認し、臨時適性検査等拒否理由確認報告書（様式第 24 号）により運転免許課長に報告すること。

イ 運転免許課長は、臨時適性検査等拒否理由確認報告書の送付を受けたときは、不受検の理由を検討し、次に掲げるやむを得ない理由があったと認められる場合は、再度の臨時適性検査実施の手續をとること。

(ア) 災害

(イ) 病気にかかり、又は負傷したこと。

(ウ) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。

(エ) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、やむを得ないと認める事情があること。  
ウ 臨時適性検査の通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が、やむを得ない理由がないのに当該通知に係る検査を受けないと認めるときは、臨時適性検査の通知を受けたことを理由として免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて臨時適性検査の通知を受けた場合において、その者が当該適性検査を受けないと認める場合は、免許を取り消し、それ以外の場合は、6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止すること。

また、臨時適性検査の通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が、やむを得ない理由がないのに当該通知に係る検査を受けないと認めるときは、当該通知が仮免許を受けた者から適性検査を受けたい旨の申出がありその申出に理由があると認めて当該適性検査を行うこととした場合を除き、仮免許を取り消すこと。

#### (6) 臨時適性検査等実施状況報告書の送付

管轄警察署長は、臨時適性検査の実施により認定医から診断書を受領したとき、対象者から主治医の診断書の提出を受けたとき、その他臨時適性検査の実施が必要ないと認められたときは、速やかに臨時適性検査等実施状況報告書（様式第25号）を作成し、当該診断書を添付して運転免許課長へ送付すること。

### 5 診断書提出命令の場合

#### (1) 診断書提出命令書の送付

ア 運転免許課長は、診断書提出命令の実施を決定したときは、速やかに施行細則第32条第2項に定める診断書提出命令書（以下「診断書提出命令書」という。）に、対象者が罹患していると疑われる一定の病気等に対応した診断書（様式第2号の1～12）を添えて対象者へ送付すること。

ただし、必要と認められる場合は、管轄警察署長を経由して直接交付することができるものとする。

イ 診断書提出命令書を対象者に直接交付したときには、対象者から受領書（様式第23号）を徴すること。

#### (2) 臨時適性検査等対象者通知書の送付

ア 運転免許課長は、対象者に診断書提出命令書の送付をした場合には、速やかに一定の病気等に係る臨時適性検査等対象者通知書（様式第20号の1）を作成し、事務処理に必要となる関係書類を添えて管轄警察署長へ通知すること。

イ 前号の通知を受けた管轄警察署長は、主管する事務について、次により処理すること。

(ア) 一定の病気等に係る診断書提出命令管理簿（警察署用）（様式第9号の3）に記載すること。

(イ) 一定の病気等に係る臨時適性検査等事務処理票（警察署用）（様式第20号の2）を作成し、事務処理の状況を記録すること。

(ウ) 対象者から診断書を受領したときは、速やかに臨時適性検査等実施状況報告書（様式第25号）を作成し、当該診断書を添付して運転免許課長へ送付すること。

(エ) 対象者が免許の取消申請を行ったときは、その時点で運転免許課長へ報告すること。

(オ) 対象者が免許を失効させたときは、状況の調査を行い、速やかに臨時適性検査等実施状況報告書（様式第 25 号）を作成し、運転免許課長へ送付すること。

(カ) その他、対象者が診断書提出命令に応じることができない等、状況に変化が生じた場合は、速やかに運転免許課長へ報告すること。

(3) 診断書提出命令に応じない場合の措置

ア 対象者が診断書提出命令の期日までに提出しなかった場合は、管轄警察署長は、対象者に不提出の理由を確認し、臨時適性検査等拒否理由確認報告書（様式第 24 号）により運転免許課長に報告すること。

イ 運転免許課長は、臨時適性検査等拒否理由確認報告書の送付を受けた場合、診断書の不提出理由を検討し、4 (5)イに掲げるやむを得ない理由があったと認められる場合は、再度の診断書提出命令又は臨時適性検査実施の手続をとること。

ウ 診断書提出命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）が、やむを得ない理由がないのに当該命令に応じないと認めるときは、診断書提出命令を受けたことを理由として免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねて診断書提出命令又は臨時適性検査の通知を受けた場合において、その者が当該命令に応じない又は当該適性検査を受けないと認める場合は、免許を取り消し、それ以外の場合は、6 月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止すること。

また、診断書提出命令を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が、やむを得ない理由がないのに当該命令に応じないと認めるときは、当該通知が仮免許を受けた者から適性検査を受けたい旨の申出がありその申出に理由があると認めて当該適性検査を行うこととした場合を除き、仮免許を取り消すこと。

## 第 10 実施結果の処理

1 運転免許課長は、臨時適性検査等の結果により、行政処分が必要であると認めたときは、速やかに手続を開始すること。

2 運転免許課長は、臨時適性検査等の結果について、対象者に対し、臨時適性検査等結果通知書（様式第 26 号）を通知するものとする。

なお、結果通知において、6 月後又は X 年（X は 1 以上の整数）後に診断書の再提出が必要な対象者については、安全運転相談管理簿（本部用）（様式第 4 号の 2）により適切に管理することとし、提出時期に診断書が提出されない場合には、その理由及び診断書提出の意思等を調査し、臨時適性検査又は診断書提出命令の実施の可否について判断することとする。

3 運転免許課長は、臨時適性検査等の結果を運転者管理システムに登録するものとする。

## 第 11 適性検査の受検等命令

1 適性検査受検命令又は診断書提出命令を行う場合の判断基準

運転免許課長は、法第 90 条第 8 項又は法第 103 条第 6 項の規定による命令（以下「適性検査の受検等命令」という。）については、所定の主治医（認知症に該当して免許の効力の停止を受けた者にあつては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治医（以下この 1 において同じ。））の診断書の作成及び提出が期待でき、それによって判断できると認められる場合は、施行細則第 32 条の 2 に定める診断書提出命令書により、診断書の提出命令を行うこと。それ以外の場合（主治医がいない場合、所定の主治医の診断書が期

待できない場合等)においては、施行細則第 32 条の 2 に定める適性検査受検命令書により、適性検査の受検命令を行うこと。

2 受検等命令に違反した者に対する免許の保留又は効力の停止の処分の期間

処分日から当該適性検査の結果(診断書の提出の場合にあっては診断書の結果)を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間

3 受検等命令に違反した者に対する措置

- (1) 適性検査の受検等命令を受けた者が当該命令に違反した場合には、速やかに、免許の保留若しくは効力の停止を行うとともに、再度、適性検査の受検等命令を行うこと。
- (2) 免許の保留を受けた者が適性検査の受検等命令に違反したことを理由として免許の保留及び再度の適性検査の受検等命令を行う場合には、試験に合格した者であっても当該試験に係る適性試験を受けた日から起算して1年を経過すれば免許を与えることができなくなることから、できるだけ早い期日を設定するよう留意すること。
- (3) 再度の適性検査の受検等命令を受けたにもかかわらず、やむを得ない理由なく当該命令に違反したときの免許の拒否若しくは取消しの処分を行う場合には、速やかに行うこと。
- (4) 適性検査の受検等命令については、施行細則第 32 条の 2 に定める適性検査受検命令書又は診断書提出命令書により行うとともに、命令に違反した場合における処分の可能性を明確に教示すること。
- (5) 適性検査の受検等命令に違反した場合におけるやむを得ない理由  
適性検査の受検等命令に違反した場合における「やむを得ない理由」は、第 9 の 4 (5) のとおりとする。

**第 12 臨時適性検査診断料の支出手続について**

運転免許課長は、認定医が所属する医療機関からの請求により、速やかに臨時適性検査診断料の支出手続を行うものとする。

**別記**

**一定の病気に係る免許の可否等の運用基準**

1 統合失調症(令第 33 条の 2 の 3 第 1 項関係)

- (1) 医師が「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力(以下「安全な運転に必要な能力」という。)を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない」旨の診断を行った場合(当該診断を行った理由が、自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く状態となるおそれはあるが、そのような状態になった際は、自動車等の運転ができない状態であると判断されることによるものである場合を除く。)、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止(以下「拒否等」という。)は行わない。
- (2) 医師が「6月以内に、上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の免許の保留又は効力の停止(以下「保留又は停止」という。)とする(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には免許の拒否又は取消し（以下「拒否又は取消し」という。）とする。

(3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4) 上記(1)の場合であって、かつ今後x年間（又はx月間）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められるなどの診断を医師が行ったときは、一定期間（x年又はx月）後に臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）を行うこととする。

また、上記(1)の場合であって、統合失調症にかかっているとの診断がなされており、かつ運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る医師の診断がなかったときは、6月後に臨時適性検査を行うこととする。

## 2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）

(1) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、x年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

(2) 医師が、「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4) 上記(1)イに該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

- (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら免許の申請又はこれらの免許に係る免許証の更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂〔しょうよう〕することとする。

### 3 再発性の失神（令第33条の2の3第2項第2号関係）

#### (1) 反射性（神経調節性）失神

過去5年以内に反射性失神で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

#### (2) 不整脈を原因とする失神

ア 植込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整



脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- b 医師が「6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留・停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

- c その他の場合には拒否又は取消しとする。

- d 上記 a の診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(イ) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者の場合には以下のとおりとする。

- a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

- (a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (b) 医師が「除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み後7日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- b 医師が「6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上

記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) 電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器を交換した場合（(ア)又は(イ)の規定による拒否等の事由に該当する者及び故障、不適切作動（誤作動）等を原因として植込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。）には以下のとおりとする。

a 医師が「電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器の本体又はリード線の双方又はいずれかの交換を行い、当該交換後7日を経過しており、過去7日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等は行わない。

b 医師が「7日以内に上記 a に該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には7日の保留又は停止とする。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には(ア)又は(イ)によるものとする。

c その他の場合には(ア)又は(イ)によるものとする。

(エ) 植込み型除細動器を植え込んでいる者が免許を取得した場合（上記(ア) a、(イ) a 及び(ウ) a に該当する場合）には、6月後に臨時適性検査等を行う。

(オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又はこれらの免許に係る免許証の更新の申請を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂〔しようよう〕することとする。

また、同学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者について準中型免許の適性がないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められないとの見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。

イ ペースメーカーを植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(d) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記a(d)に該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(イ) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には以下のとおりとする。

a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下3(2)イにおいて「免許取得可能」という。）とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

b 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

(a) 医師が「6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「6月以内に、今後、x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記(a)及び(b)の場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否又は取消しとする。

② 以下のいずれかの場合にはさらに6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

ii 「結果的にいまだ、今後x年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に、今後x年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③ その他の場合には拒否等を行わない。

c その他の場合には拒否等を行わない。

d 「今後x年程度であれば、免許取得可能である」旨の診断を行った場合（上記cに該当）については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

ウ その他の場合には以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の

保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) b に該当する場合については、一定期間 (x 年) 後に臨時適性検査等を行うこととする。

(3) その他特定の原因による失神 (起立性低血圧等)

過去にその他特定の原因で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 以下の場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x 年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6 月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6 月の保留又は停止とする (医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6 月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6 月の保留又は停止とする (医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間 (x 年) 後に臨時適性検査を行うこととする。

4 無自覚性の低血糖症 (令第 33 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号関係)

(1) 薬剤性低血糖症

ア 過去1 年以内に、起きている間にインスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合については、以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「(意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状 (以下「意識消失等」という。)) の前兆を自覚できており、) 運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「（意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

イ 過去1年以内に、起きていた間で、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合については以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

b 医師が「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

c 医師が「（意識の消失を起こした時には運転を控えるべき状態にあったが、）その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留・停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア) cの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(ア) cに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) cの診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(2) その他の低血糖症（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等）

ア 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

5 そううつ病（令第33条の2の3第3項第1号関係）

上記1統合失調症と同様。

6 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害（令第33条の2の3第3項第2号関係）

(1) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(2) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」との診断を行った場合には6月の保留又は停止

とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の診断をすることはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に「重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
- ③ 「6月以内に重度の眠気が生ずるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の内容である場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否等を行わない。

7 その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

上記1統合失調症と同様。

8 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

(1) 慢性化した症状

見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等は「認知症」、運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害等）及び聴覚障害については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

(2) 発作により生ずるおそれがある症状

ア 脳梗塞等の発作により次の障害のいずれかが繰り返し生じている場合については、拒否又は取消しとする。

(ア) 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等（認知症に相当する程度の障害に限る。）

(イ) 運動障害（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

(ウ) 視覚障害等（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

イ アを除き、過去に脳梗塞等の発作でアに掲げる障害のいずれかが生じたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下8において「免許取得可能」という。）とまではいえない旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(イ) 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

a 医師が「6月以内に、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合



b 医師が「6月以内に、今後x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記a及びbの場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記ア及びイ(ア)の内容である場合には拒否又は取消しとする。
- ② 以下のいずれかの場合にはさらに6月の保留又は停止とする(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
  - i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合
  - ii 「結果的にいまだ、今後x年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に、今後x年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合
- ③ その他の場合には拒否等を行わない。

(ウ) その他の場合には拒否等を行わない。

(エ) 「今後x年程度であれば、免許取得可能である」旨の診断を行った場合(上記イ(ウ)に該当)については、一定期間(x年)後に臨時適性検査を行うこととする。

(3) 本基準については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等についても準用する。

## 9 認知症(法第90条第1項第1号の2及び法第103条第1項第1号の2関係)

(1) アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症(ピック病)及びレビー小体型認知症

拒否又は取消しとする。

(2) その他の認知症(甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等)

ア 医師が「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について6月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、拒否又は取消しとする。

イ 医師が「認知症について6月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする(医師の診断を踏まえて6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した」旨の内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ「認知症について回復した旨」の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内にその診断を行う見込みがある」旨の内容である場合にはさらに6月以内の保留又は停止とする。
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) 認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合

医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」「境界状態にある」「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があることから、6月後に臨時適性検査等を行うこととする。

なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である（ただし、長期の場合は最長でも1年とする。）。

10 アルコールの中毒者（法90条第1項第2号及び法第103条第1項第3号）

(1) アルコールの中毒者については、国際疾病分類（ICD-10）の「アルコール使用による精神および行動の障害」においてF10.2～F10.9までに該当し、かつ下記①から③までのいずれか又は全てを満たさないものとし、医師がその旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

① 断酒を継続している。

② アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続けている。

③ 再飲酒するおそれが低い。

なお、①及び②といえるためには、最低でも6か月以上その状態を継続していることを要し、①の期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にいた期間については断酒を継続している期間として算入しない。

(2) 医師が「アルコール依存症であり、現時点では上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、6月以内に、上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することができるの見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たす内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することができる見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) 医師が「アルコール依存症（国際疾病分類（ICD-10）におけるF10.2～F10.9までに該当）であるが上記(1)の①から③までの全てを満たす」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

なお、慢性化した運動障害が残る場合については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。